

## 今号のわだい

- 【1面】15年原水爆禁止世界大会  
【2面】世界大会・青年のひろば  
産別交流会の学習会から  
【3面】連載・給与明細の見方②

## 全厚労ニュース

全国労働組合連合会  
厚生連

〒110- 東京都台東区入谷

0013 1-9-5

TEL 03-3874-3591

FAX 03-3874-3593

発行日 毎月20日 定価 30円

<http://www.zenkouro.org/>

長崎の爆心地公園にて、参加者で記念撮影しました

戦後・被爆70周年となる今年、原水爆禁止世界大会は広島から長崎へと連続した企画で開催されました。全厚労は長崎大会をメインに8月6日には広島でオプション企画を行い、全体で15県60名が参加しました。

## 核も戦争もダメ!!

## ―原水爆禁止世界大会in広島・長崎で決意

8月6日、広島でのオプション企画には6県14名が参加。被団協の大中伸一さん（元全日赤・広島県医労連専従）をガイドに原爆ドームから元安橋、原爆の子

の像、平和の鐘など、公園周辺の遺跡をめぐって、その背景や由来などを詳しく話してもらいました。特に父親から聞いた被爆当時の惨状は、原爆投下後、広

島市北部から勤務地の呉に着くまで、記憶がすつぽり抜け落ちていたそうで、想像を絶する悲惨さではなかったかと思う、と語られました。得意のジョークを交えた案内を終えた一行は、原爆資料館を見学の後、夕暮れが訪れる中で、思い思いの言葉を書いて「灯籠流し」を行いました。

## 被爆者と認定されない多くの人々

8月8日、参加者は分科会や碑巡りに分かれ、夕方に産別交流会に合流しました。懇親会に先立つ学習会では、爆心地からの距離によって被爆者か「被爆体験者」に分けられ、その後の治療や補償でも差別されている実態が山本誠一さん（長崎被爆地域拡大協議会事務局長）と松延英治さん（長崎民医連）の調査から報告されました（2面に概要）。

8月9日、長崎での原爆投下の日、参加者は爆心地公園に集合し、原爆落下中心碑の前で記念撮影を行っ

た後、持ち寄った折り鶴を奉納しました。その後は各自、自由行動となりましたが、多くの人が平和祈念式典を一目見ようと平和公園に向かいました。特に3日前の広島での祈念式典で安倍首相が「非核三原則」に触れなかったことから、安倍首相がどういうあいさつをするのかも関心のあるところで

## かけ離れた被爆者・国民の思いと安保法案

今年の式典はいつもと違って人出の多さと、警戒・警備が厳重で、式典会場に入りきれない人たちが、制限線の周りに溢れかえっていました。田上富久市長の平和宣言で、「日本

国憲法における平和の理念は、辛く厳しい経験と戦争の反省のなかから生まれた。戦争をしないという平和の理念は永久に

変えてはならない原点」と訴えると会場から大きな拍手が起きました。

また被爆者代表で「平和の誓い」を述べた谷口稜暉（すみてる）さんは、16歳



産別交流会の学習会にて。被爆者の山本誠一さん

で郵便配達中に被爆し、背中のやけどのため1年9ヶ月の間、うつぶせで死の淵をさまよいました（原爆写真で有名な、背中の真っ赤なやけどの少年の方です）。彼の胸は床ずれで骨まで腐り、肋骨の間から心臓が動くのが見えるそうです。

谷口さんが、「戦争につながる安保法案は、被爆者をはじめ、平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません。」と述べたその時、会場から割れんばかりの拍手が長く続きました。

「核被害も戦争も、二度と起こしてはならない」と決意させる今年の夏でした。

## 参加者の感想

●まず、人の多さに圧倒された。世界各国を含め、全国から原水爆廃絶という目的で多くの人が集まったことに勇気付けられた。また日本だけでなく他国の人からスピーチを頂いたり意識の高さに驚いた。（秋田）

●原爆に対する被爆者の声や、原爆廃止に向けた活動、強い思いを歌にした合唱を聞き、原爆への認識を深めることができた。（長野）

●原爆証言と歌のコラボがジーンとききました。（広島）

●昨年、広島に参加しました。平和に対する思いはどちらも、誰でも同じでした。誰でも同じはずなのにその思いを不安にするような法案はあまり気が乗りません。みんなの思いがどうすれば伝わるのでしょうか？と考える集会でした。（ベネズエラ大使夫人の）オペラ演奏よかったです。（長野）

●今回参加して、広島も長崎も投下の日子どもたちが学校に登校していることを始めて知りました。今まで知らなくて自分が恥ずかしいです。でもそれはその県だけで行うことなのではうか。他のところでも知る機会を持つていかないと語りつぐ人が減り風化していくかもしれないことを怖く思いました。（香川）

●被爆者の方の生の声を聞く機会はこれから先限られてくるので、今回戦後70年の月日を経て話してくださったYさんに感謝です。「人間の生命力、どこにあるのかわかりません」という言葉がとても印象に残りました。また同じ集會に参加された人の素直な意見も聞けて、とても勉強になりました。もう二度と戦争を起こしてはいけません。話し合うなどの努力をし、平和な世界を作ることが大切だと強く思いました。（徳島）

●被爆70年の今年、国会ではまさかの戦争法案が大多数の国民が反対の声を上げるなかで審議がすすめられている。広島での首相の心のこもっていない、非核三原則にも触れないコトバに対しても、現状を決して許さない私たちの決意を示す上でも、この世界大会は両会場でも成功させたいと思つて参加しました。そんな同じ思いの方達が全国から世界中から集い、そのひとりとして参加できたことをありがたく思います。田上市長の「広島・長崎からだけの訴えでは大きな流れをつくれない。それぞれの街から平和の種をまき、育て、世界へ広げていくことが大切」というメッセージをしつかり受け止め、自分の地域でも行動していきたいと思ひます。（茨城）

# 今度は私たちが 発信する番!



今年の原水爆禁止世界大会には、元気な若者たちが多く参加しました

## 世界大会。「青年のひろば」に参加して

原水爆禁止世界大会で、初参加＆若者向きという分科会「青年のひろば」に参加してきました。会場である長崎市民会館に着いて、まずビックリ。来る人、来る人、皆さんとても若いのです。大学の合同サークルか、長崎街コンといわれても疑われないような。開会後それぞれ20名ほどに分かれ被爆者の方から直接体験を聞きました。私が分けられ

たグループでは0歳8ヶ月の時に被爆した川原進さんが語ってくれました。被爆したことを知らずに人生を過ごしていた川原さんは60才になって立て続けにガンに襲われ、医師からも「もしかして放射線か」と言われてお母様に聞いたのが始まりだったと話されました。

当時赤ちゃんだった川原さんはお母様と兄弟と共に原爆が投下された2日後、まだ焼死体がゴロゴロと転がっていた長崎市を通ったそうです。そこで被爆し、3ヶ月後には髪の毛がすべて抜けてしまいました。川原さんにはお姉さんがおり、当時被爆者が家族にいと結婚できないといった噂があったためお母様は赤ちゃんだった川原さんの頭に頭巾をかぶせ隠したそうです。川原さんは成長し「貧血は多いけど健康」だったため今まで自分が被爆者かどうかお母様に聞くことも話すこともなかったそうです。しかし60才になって病に苦しみ、自分が被爆者である事を知りました。参加者から質問がありました。「家族で原爆について話さなかったのですか？」これに川原さん「親戚が集まっても原爆の話にはならな

ったし、出なかったよ」と。つらいことを話したくない気持ちには誰にもありません。しかし川原さんはこれから語り部として被爆体験を話し続けると言っていました。その後グループ内で意見交換。職場で誘われて参加した人、大学生、孫を持つお

じいちゃん等々、それぞれが「平和」について懇々と5分ほど語りました。しゃべれないかとも思っても、秘めたる胸のうちを吐露すれば話はつきません。散り散りになったグループがまた会場に集まる頃には、チャラついて見えた若者達の

横顔もキリリとして見えました。友人にワイワイ言われながらも、壇上でグループのまとめを発表する青年の主張には芯が通っていました。「被爆者にとって最後の節目。僕たちが帰って聞いた話を伝えていく」。戦後70年、多くの語り部が消えていくなか、原爆体験を託された私達が発信していく番だと切に感じました。

(書記局)

## 被爆70年、被爆地域の拡大を

### ―産別交流会の学習会から

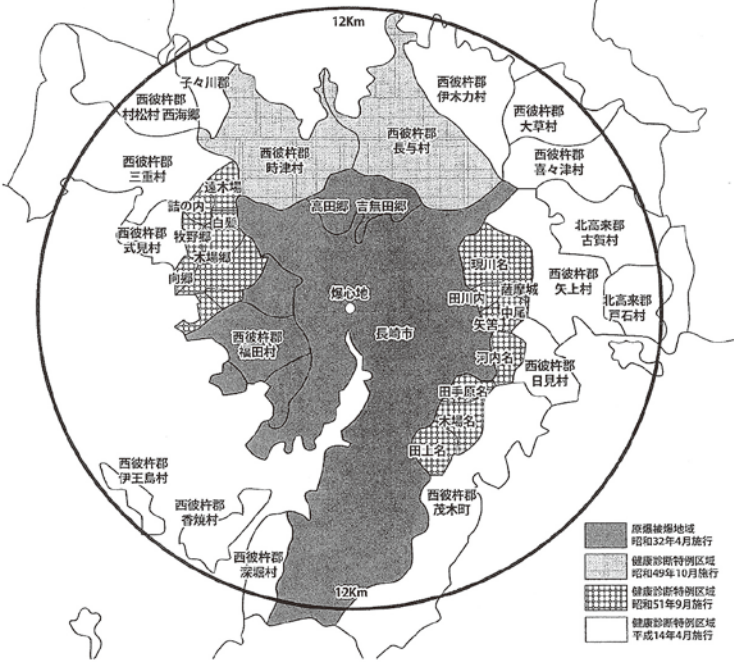
長崎原爆の被爆地域は、原爆投下当時の長崎市を中心に爆心地から南側に

約12km、北と東と西は約5kmないし7kmの狭い地域に限定されてい

ます。そのため、被爆未指定地域の住民と長崎県・市は、国に対して長

年にわたり爆心地から12km圏内のすべての地域を被爆地域に指定することを求めています。

【長崎原爆被爆地域図】



長崎の被爆地域について、国は「現在の知見では、原爆放射線量は、爆心地から離れるに従って急激に低下し、さらに放射能を考慮しても爆心地から3キロ程度以遠では放射線の健

康影響は、ないに等しいと考えられることから、現在までの地域指定によって必要な地域は全て網羅されている」としています。そのため爆心地から6、7km、12kmで被爆した住民は「被爆体験者」とし、被爆者と区別されています。被爆体験者は、精神疾患とその合併症についてのみ医療費が給付されます。これは被爆体験者が熱風や放射線によって健康被害を受けたのではなく、もっぱら原爆被害によって精神的影響が原因であるとされているからです。しかし2015年に刊行された「被爆地域拡大調査」によると被爆体験者が原爆後、発熱・菌茎の出血・皮膚斑点・脱毛など「急性症状があった」とする回答は各4～24%あり、被爆体験者の56%が何らかの発症を訴えていると

いう結果が出ました。また被爆体験者193名中、被爆後半年以降にも急性症状が続いたという証言が93名にのぼりました。こういった症状が原爆後のストレスやトラウマといった精神的な影響のみであるとは考えられませんが、研究成果・知見とあわせて「被爆未指定地域に多くの急性症状が発生していた」「多くの病気を患ってきた」という被爆体験者の語る証言を重視し、被爆地域の拡大を進めるべきです。

※「被爆体験者精神医療受給者証」は、ガンになると使えなくなる・県外に移ったら使えなくなる・精神科を含め3ヶ月に1回受診しなければ使えなくなる・毎年更新しなければ使えなくなる等、面倒な手続きで高齢者には厳しくあります。

## 「青年のひろば」参加者の感想から

被爆者の方から体験を直接聞きました。「被爆体験とは8／9の日のことだけではなくその後の人生ずっとだ」というコトバが印象的でした。「被爆体験者」として1日長崎市にいなかったというだけで被爆者として認められない方々のことも初めて知りました。高齢の被爆者の方々が「何とかしなきゃ、いてもたってもいられない」と活動されていることを無駄にしないで、私も戻ってからもっと周りに伝えアピールしたいです。(秋田)

連載

給

与

明

細

の  
見方

2

今回は、給与からの「控除部分」について説明します。なお前回は「支給」部分の説明でしたが、各々の基本給や手当の仕組みについては各県厚生連でかなりの違いがあり、詳細には説明できないので、時間外手当の基礎賃金についてお話ししました。「基礎賃金」の計算方法が分からないという質問もありましたので、別表に全厚労・労働条件実態調査より「時間外手当に係る基礎賃金」の計算式を記載しましたので、ご参照下さい。入るべき手当が入っているのかチェックしてみてください。

さて、それでは賃金から控除される中身について説明する前に「標準報酬月額」を元に標準報酬月額を定め、8月まで適用されます。

4月入職の新人は、資格取得時の決定として、4月の賃金（基本給＋諸手当）を元に標準報酬月額を定め、8月まで適用されます。

【標準報酬月額】

○健康保険料

○介護保険料

○厚生年金

標準報酬月額とは、社会保険料の計算を簡便化するために設けられたもので、30等級に分かれています。通常の労働者であれば、毎年4月から6月までの3ヶ月の平均額を元に等級が決められ（定時改定）、その年の9月から1年間適用されます。この計算には通勤費や残業代も含まれるため、通勤費が高い人はより多く社会保険料を納めることにもなります。

健康保険料は、各自の標準報酬月額に基づいて徴収されます。労使折半が基本ですが、健康保険組合の規定や労使協定により事業主負担が多い場合もあります。保険料率は加入している健康保険組合によって違います。ちなみに「協会けんぽ」では、平成27年4月から1・58%（労使折半）で、昨年度の1・72%から若干減りました。給与例では、新人なので介護保険料は徴収されていません。

厚生年金は老後の年金を受けるためのものです。厚生年金保険料は、事業主と折半で、標準報酬月額を元に決められます。保険料率は平成27年で、17・474%ですが、年金法改正で、平成16年度から平成29年度まで、毎年0・354%（労使折半）引き上げられることが決まっています。厚生年金基金に加入している場合は、厚生年金分も含めて控除されます。

折半で、標準報酬月額を元に決められます。保険料率は平成27年で、17・474

雇用保険はもしも突然、失業した場合などに失業給付を受けられるようにした制度です。保険料率は、一般事業の労働者の場合は、総支給額×0・5%、1円未満は切り捨てられます。

○雇用保険

税対象額」に対して、給与から天引き（源泉徴収）する金額が段階的に定められており、扶養人数に応じて税額は少なくなります。詳しくはネットで「源泉徴収税額表」を検索すると簡単に確認できます。

住民税は、前年度（暦年の所得を元に、各自治体から6月より徴収されます。新人の場合は、前年の所得がありませんので、2年目の6月からは住民税を支払うことになり、手取りが大きくなり、控除できます。課税対象となる税金は、給与から天引き（源泉徴収）され、給与明細に「住民税」の項目で記載されています。

○所得税

住民税は、前年度（暦年の所得を元に、各自治体から6月より徴収されます。新人の場合は、前年の所得がありませんので、2年目の6月からは住民税を支払うことになり、手取りが大きくなり、控除できます。課税対象となる税金は、給与から天引き（源泉徴収）され、給与明細に「住民税」の項目で記載されています。

○住民税

住民税は、前年度（暦年の所得を元に、各自治体から6月より徴収されます。新人の場合は、前年の所得がありませんので、2年目の6月からは住民税を支払うことになり、手取りが大きくなり、控除できます。課税対象となる税金は、給与から天引き（源泉徴収）され、給与明細に「住民税」の項目で記載されています。

以上、税金・社会保険料の控除を中心に見てきましたが、いかがでしたでしょうか。是非、控除額が合っているか確かめてみて下さい。これらは否が応でも給与から引かれます。給与例でも税・社会保険料は、総支給額の16%になります。中年になると独身男性の場合、給与の4分の1以上が税・社会保険料にもっていかれるのです。税金の使い方や年金などの社会保障制度のあり方に関心が及ぶのではないのでしょうか。

く下がります。

● 給与明細書の例

|    |         |         |         |         |        |         |        |         |
|----|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 支給 | 基本給     | 調整手当    | 役職手当    | 資格手当    | 住宅手当   | 家族手当    | 通勤手当   |         |
|    | 201,600 |         |         | 6,300   | 11,000 |         | 8,000  |         |
|    | 超過勤務手当  | 夜勤手当    | 深夜割増手当  | 休日勤務手当  | 交代勤務手当 | 拘束手当    | 危険手当   | 総支給額    |
|    | 14,020  | 21,757  | 23,835  |         |        |         |        | 286,512 |
| 控除 | 健康保険    | 介護保険    | 厚生年金    | 厚生年金基金  | 雇用保険   |         | 社会保険合計 | 課税対象額   |
|    | 13,888  |         | 24,464  |         | 1,432  |         | 39,784 | 238,728 |
|    | 所得税     | 住民税     | 宿舍費     | 財形貯蓄    | 労働組合費  |         |        | 控除総額    |
|    | 6,110   |         |         |         | 2,000  |         |        | 47,894  |
| 勤怠 | 勤務日数    | 欠勤日数    | 準夜勤務日数  | 深夜勤務日数  | 休日勤務日数 | オンコール日数 |        |         |
|    | 21      | 0       | 4       | 4       |        |         |        |         |
|    | 125%(h) | 135%(h) | 150%(h) | 160%(h) | 有休消化日数 | 残有休日数   |        |         |
|    | 10      |         |         |         | 0      | 20      |        |         |
|    |         |         |         |         |        |         |        | 差引支給額   |
|    |         |         |         |         |        |         |        | 238,618 |

時間外手当に係る基礎賃金

|     | 割増率          | 時間外手当に使う<br>月間所定労働時間 | 手当の計算式（×時間×（1＋割増率））                                                         |
|-----|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | 25%          | 148.13時間             | （基本給＋職位手当＋住宅手当＋その他）／月平均労働時間                                                 |
| 秋田  | 25%          | 151.20時間             | （本俸＋調整手当＋住宅手当＋職務手当）／月平均労働時間                                                 |
| 福島  | 25%          | 155.83時間             | （本俸＋調整＋職務＋看護技術＋特殊勤務＋現金出納＋学位手当）／月平均労働時間                                      |
| 新潟  | 25%          | 151.25時間             | （基礎賃金×12ヶ月）／（35時間×52週）                                                      |
| 富山  | 25%          | 150.00時間             | （基本内賃金－補助給）／月平均労働時間                                                         |
| 長野  | 25%          | 153.38時間             | 扶養・通勤以外／月平均労働時間                                                             |
| 茨城  | 25%          | 156.13時間             | （基本給＋第2基本給＋諸手当（研究・調整・教務・麻薬管理者・手術・住宅・看護師・助産師・第一調整・技工・透視・危険・解剖・早出・遅出）／月平均労働時間 |
| 埼玉  | 25%          | 146.88時間             | （本俸＋調整＋職務＋危険）／月平均労働時間                                                       |
| 神奈川 | 25%          | 156.13時間             | （本俸＋調整＋住宅＋技能＋役付）／月平均労働時間                                                    |
| 静岡  | 25%          | 156.13時間             | （基本給＋役付＋医務＋技術＋調整＋住宅）／月平均労働時間                                                |
| 愛知  | 25%          | 155.88時間             | （本俸＋調整＋医務＋職務＋勤続＋危険＋住宅＋精励A＋精励B）／月平均労働時間                                      |
| 岐阜  | 25%          | 153.71時間             | （基本給＋役付手当＋医師＋調整手当＋危険＋特殊勤務）／月平均労働時間                                          |
| 三重  | 25%          | 147.50時間             | （基本給Ⅰ＋基本調整＋基本給Ⅱ＋厚生＋住宅＋管理・職務＋危険Ⅰ・Ⅱ＋特殊勤務Ⅰ＋早出・遅出）／月平均労働時間                      |
| 広島  | 25%          | 152.5時間              | （基本給＋役付＋初任給調整＋調整手当＋危険＋出納＋特任＋学位＋住宅＋厚生年金一部負担金）／月平均労働時間                        |
| 山口  | 25%          | 153.97時間             | （基本給＋役付＋職務＋医師＋住宅＋診療＋勤続＋特定＋寄宿舍）／月平均労働時間                                      |
| 香川  | 25%          | 151.25時間             | （基本給＋初任給調整＋役付給＋資格＋研究＋調整＋運転＋危険＋労務）／月平均労働時間                                   |
| 徳島  | 25%          | 145.00時間             | （基本給＋職務）／月平均労働時間                                                            |
| 高知  | 25%or<br>50% | 149.92時間             | （基本給＋特殊手当＋役付手当）／月平均労働時間                                                     |
| 大分  | 25%          | 155.33時間             | （本俸＋役付＋医師特別）／年就業時間数÷12                                                      |

全厚労「労働条件実態調査」より



# 頑張る仲間 各県この人

各県・現場で運動に、趣味に、仕事に頑張る人々を紹介するコーナーです。  
第100回は新潟と長野をお願いします。



新潟 樋口和成さん

昨年の11月から新厚労の本部専従として新たに樋口和成さん（特別執行委員）が加わりました。以前は労働組合とは無縁の仕事をしていましたが縁あって厚生連労組の仲間になりました。現在は本部専従として看護委員会、教宣委員会、青年委員会を担当する傍ら、新潟支部の専従としても支部の役員や組合とのパイプ役を担っています。明るく気さくなキャラで組合員ともすぐに打ち解け頼られる存在です。プライベートでは、B級グルメ通な樋口さんは美味しいものを求め県外まで出かけて食べ歩いています。これからおいしいものを食べて充電したエネルギーで「働きやすい職場」を目指し、これからの組合運動をさらに前進してくれるものと確信しています。  
全厚労のみなさんどうぞよろしくお願いします。

長厚労から、新書記長の花澤直樹さんを紹介します。花澤さんは佐久総合病院に在籍の理学療法士で、この間、医療・介護現場の腰痛予防のためテクノエイド活用推進の仕事をし、医療界での定着に奮闘してきました。  
今年の4月から長厚労の専従を決意し、6月から書記長を担ってもらっています。日焼けした顔とガッチリした体格で近寄りがたい風貌とは裏腹に、面倒見の良い、二人の女の子のお父さんです。皆さん、よろしくお願いします。



長野 花澤直樹さん

## 聞かせて・教えて!のコーナー

6月号で募集した「うちの病院が自慢だと思ふところ」では、今月号の投稿にも載った「温泉の職員風呂」と、「職員の慰安旅行」という2つ（だけ…）の意見が返ってきました。

引き続き「うちの病院の自慢」、「他の病院のことで聞いてみたいこと」の意見をいただき、ある程度の意見が寄せられたところで、具体的な紙面へ活かす企画を検討したいと思いますのでご協力下さい。

下記のQRコードを読み取って、投稿サイトにアクセスするか、以下のメールアドレスに空メールを送って下さい。

kikasete@zenkouro.org

質問フォームに、必要事項を記入して送信して下さい。氏名・住所・希望景品（図書カード又はクオカード）は必須事項です。投稿数に応じてポイントが貯まります。

なお年齢・職種・連絡先などは、具体的に質問に関連して記載をお願いした場合のみ記入頂ければ結構です。

### ●今回の「聞かせて・教えて!」●

質問1 8月号で一番興味があった面は？  
A=1面 B=2面 C=3面 D=4面

質問2 夏休みには何をしましたか？  
A=家族サービス B=墓参り  
C=まだ取れてない D=その他

意見・要望 うちの病院の自慢、他の病院のことで聞いてみたいこと。  
または質問2「その他」の答え



## 投稿締切 投稿・パズルとも9月末まで

### 読者の声

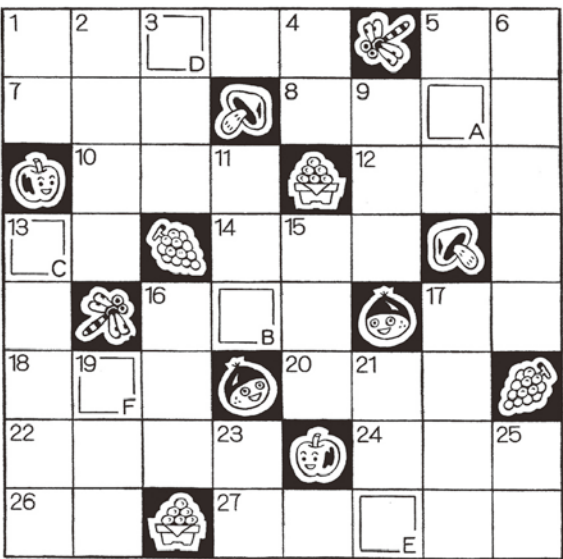
うちの病院の自慢はやはり温泉です。患者さんの入るお風呂はもとより職員であれば自由に入れる職員風呂も温泉です。結婚してからめっきり入る回数が増えましたが、独身時代は毎日入り日々の疲れを癒していました。（長野）  
——仕事終わりの温泉っていいですね。朝風呂も昼休み風呂もありですね。（YN）  
何とか今年も、ボーナス2ヶ月分頂けるみたいです！入院患者が少なくどうなることかと思いましたが…。在院日数は短くしなきゃいけないのに患者は増えなくて…。（OH）  
十勝常広も本日最高気温34℃の予定で。東京にも負けずの気温ですが朝・夕はともしのぎやすいです。（北海道）  
——北海道も暑そうですね。最近では東京も過ごしやすくなってきましたよ。（KT）  
母性保護・マタハラの記事は分かりやすい内容でした。社会

の宝である子供が育てやすい社会を！（埼玉）  
「セクハラ」「マタハラ」「パワハラ」などハラスメントが話題の今日この頃です。私の職場ではどうか？と考えてみました。少なくともスタッフで仕事以外の研修会や委員会や研修発表に休日返上で頑張るのは「マタハラ」かしら…と考えてしまいます。（秋田）  
マタニティ・ハラスメントの実態についての記事を興味深く読ませていただきました。少しずつ良い方向に変わっていったらいいと思います。うちの病院も昔は妊娠を機に辞めてしまうスタッフが多かったです。しかしこの何年かで時短勤務というものがだいぶ定着し、仕事を

続けるスタッフが増えてきていると感じます。（北海道）  
——昔に比べると良い方向になってきたのかな…？と思いますが、やはりまだまだマタハラ、がある職場もあります。働く女性が輝いて働きやすい環境になるようお互いが配慮し助け合っていければいいですね。（SN）  
全厚労ニュースでも取り上げられている安保法制が施行採決され、今後の行方が心配です。（静岡）  
——社会保障や原発の問題を含め、国民が安心して暮らせる国民の為の政策をしてほしいですね。（HN）

## ザ★クロスワード

出題●モロゾミ勝



### ■ヨコのカギ

- この月を見てウサギは跳ねる？
- 交通費の別名「……代」
- 子機は……レス電話
- 香りのよいキノコ
- ルビを振ることもある
- 20歳……は飲酒禁止
- 人の……見てわが……直せ
- 秋の七草の「尾花」
- 仕事の……にスマホ
- ……の一字で耐える
- 一眼レフ……で撮影
- 実るほど頭を下げます
- 65歳以上が「前期」
- 目の病気を診療
- 目の……のたんこぶ
- 日本で1番長い川

### ■タテのカギ

- ……紹介。……嫌悪。
- コアラの食料
- 和のファストフード
- はずすとテスト結果は悲惨
- ……の上のハエを追え
- 化学実験に使う細長いガラス管
- 木片のおもちや
- 一人暮らしの基本
- 溶岩・灰・水蒸気などがふき出ます
- 住所。お……はどちら
- 感謝感激、雨……
- 鍋木清方は……家
- 相手の地位や年齢が上隣接は8つ
- 強いが弱いから人生が変わる？
- 虎が死して残すもの

当選者（読者の声掲載者含む）10名様に図書（クオ）カードを差し上げます  
答えと本紙の感想などを添えて下記まで先へお送りください。  
当選の結果は発送をもって代えさせていただきます。（6月号の答え…ウナギノボリ）